

第10回 鹿島市農業委員会定例総会 議事録

1、開催日時 令和5年2月2日(木) 午後1時30分～午後3時25分

2、開催場所 鹿島市役所 5階大会議室

3、出席委員 10名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

4、欠席委員 2名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

5、議事日程

①第1 議事録署名委員の指名 9番 三原 一義 委員 10番 藤家 豊次郎 委員

②第2 報告第 23号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について
議案第 41号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
議案第 42号 農地法第5条転用許可後の事業計画変更承認申請について
議案第 43号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
議案第 44号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画
について
議案第 45号 空き家に付随した特例農地の指定について
議案第 46号 土地改良法第3条の規定による事業資格交替の承認について
議案第 47号 農業委員の辞任について
報告第 24号 農地等形状変更届について

6、農業委員会事務局職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名
事務局長	田中 宏幸	主査	田中 莊子
局長補佐	峰松 正典	書記	植松 優太

◎農業委員出席簿

席順	委員名	出席	席順	委員名	出席
1	下村 和幸	○	7	木下 英春	×
2	中牟田 安彦	○	8	大町 朝子	○
3	針尾 忍	○	9	三原 一義	○
4	馬場 英喜	○	10	藤家 豊次郎	○
5	中村 博之	○	11	山口 和子	×
6	小笠原 初男	○	12	織田 博吉	○
			計	12名	10名

◎農地利用最適化推進委員出席簿

担当地区	農地利用最適化推進委員名
城内・高津原・大手・東町・西牟田・新町・ 中牟田・横田・若殿分・納富分・末光・馬渡	田中 雅己
小舟津・犬王袋・世間・重ノ木・行成・ 執行分・井手分	森田 英男

7. 会議の概要

事務局	<p>皆さん、こんにちは。定刻を少し過ぎました。只今から第10回農業委員会定例総会を開きます。総会に入る前に本日の点呼を取らせていただきます。(1番下村委員から12番織田委員まで点呼をし、7番木下委員と11番山口委員の欠席を確認。)本日の出席委員は10名です。定足数に達しています。次に議事録署名人を指名致します。9番三原委員と10番藤家委員にお願い致します。どうぞよろしくお願ひします。審議に入ります前に、議事進行について、いつもの注意を4点ほどいたします。1点目です。各自意見・質問等をされる場合は、必ず挙手をし、議長の指名があつてから、その席で自分の議席番号と氏名を述べ、意見・質問を全員に聞こえるように言ってください。また、議事に関するこのみを簡潔にお願い致します。2点目です。審議に入りましてからの私語は、これをきつく禁止といたします。3点目です。市役所内はごく一部の指定された区域を除いて禁煙となつております。審議の進捗状況を見ながら議長の判断によりまして、休憩時間を取り入れていきますのでご協力を願い致します。なお、トイレにつきましては制限ありませんが、起立して議長席の方へ軽く会釈をしてから退席し、用を済ませたら速やかにお戻りください。4点目です。農業委員会等に関する法律第31条に委員の議事参与の制限規定がございます。提案される議案の中に親族の場合は6親等、姻族の場合は3親等になる者に関連する議案があり、これを審議・採決するときは、特にこちら指示を致しませんが、自主的にこの会議場から退席してください。後でその事実が判明した場合は、許可の取り消しとか、罰則を受けることがありますので、ご注意をお願い致します。以上については、個々が自覚して会議場のマナーとしてご協力を願いします。それでは、慣例により会長に議長をお願いします。</p>
会長	<p>改めて、皆さんこんにちは。早いもので2月の声を聞くようになっての農業委員会の総会になりました。先般、非常に寒い中ではありましたが、(佐賀県)農業会議主催の研修会が武雄市の方がありました。ほとんど方に出席をいただいて有り難く思っています。中牟田委員からは質問をされる中で、会場が寒過ぎることにも触れられました。ひょっとしたら、私と一緒に心がわびしかったのではないかと心配をしていました。冗談を言いましたが、研修の内容は「人・農地プラン」のことで目標値を定めながらということでございますが、先日の市長への意見書の中でも皆さん方の意見を踏まえて提案をしておりましたが、やはり「人・農地プラン」を進めるにしても、市役所内部で担当者の増員を考えてもらわないと、我々農業委員会に仕事を投げられるのではないかと心配をしています。高齢化もあり作り手がないという状況の中、また市内には700町歩を超える荒廃園があるという、このような農業情勢の中で解決を図るために、一つひとつ取り組んでいかなければいけないなと思っています。特に中山間地域につきましては、多良岳土地改良区や森林組合と一緒にになって非農地化を進めいかなければいけないところに来ていると思います。そのためには農地には戻せない所と営農ができる所に住み分けをしていかなければいけません。このようなことを提案しながら、また提案したことは我々としても取組みを進めていきたいと思っています。このためには皆さん達の協力が必要ですので、変わらぬご支援をいただくことをお願いしておきたいと思います。</p> <p>それから、コロナでJAの集落座談会が開催されていませんでした。今回3年振りに行われるようですので、農業委員や最適化推進委員の方には、それぞれの地区で参加いただいて、田畠の貸し借りのことや農地の集積・集約が担い手等へ進むように話をしてもらえたとと思っています。参加するにも一人では大変だと思いますので、最適化推進委員さんと協力をして、なるべく多くの地区に出向いてもらいたいと思っています。最近、国からの最適化交付金が少なかったのは、座談会等がなかったために実績がなかったことが一因になっているようです。今年度からは少しでも皆さんの手当での増に繋げていきたいと考えていますので、よろしくお願ひ致します。</p> <p>今日は先般から山口副会長の辞任の件の話をしていました。今回、この件で議案を上げています。その後の後任人事を進めなくてはいけませんので、本日承認をいただ</p>

	<p>いて手続きを進めさせていただきたいと思っています。</p> <p>今日は案件的には議案が多くなっています。スムーズに総会が進みますように努力をしていきますので、皆さん方の協力をいただくことをお願いして挨拶に代えさせていただきます。今日もよろしくお願い致します。今日は傍聴人席を準備しています。と言いますのも、前に（傍聴に）来られた中村市会議員さんがお見えになるかもしれないということで準備されています。</p> <p>本日は議案が7件と報告2件となっています。それでは審議に入ります。報告事項から入っていきたいと思います。報告第23号「農地法18条6項の規定による解約報告について」事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>総会議案・説明資料の1頁と2頁をご覧ください。報告第23号について説明いたします。記載のとおり今月は9件となっています。合計20筆、面積は28,062平米となっています。内訳は田が12筆で、12,657平米です。畠が8筆で、15,405平米となっています。解約事由は双方合意による借人変更のためが5件。自作地にするためが1件、あっせんのためが1件。農地法第3条申請のためと農地法第5条申請のためがそれぞれ1件となっています。</p> <p>なお、借人変更となっている5件は新しい借人の方が決まっておりまして、議案第44号に新しい借人のお名前が上がっています。あっせんのためとなっている7番はあっせん委員の選任を本日お諮りします。農地法第3条申請のためとなっている8番は議案第43号に、農地法第5条申請のためとなっている9番は議案第41号に上がっています。報告第23号の説明は以上です。</p>
議長	<p>貸し借りの解約の報告をさせました。皆さんから何か質問や意見はございませんか。それぞれ担当地区のことはお分かりでしょうか。</p> <p>（はいという返事をする委員あり。）</p>
4番委員	<p>1番から6番は私の担当地区のことと、これまで借りて来られた方の奥様が体調を崩されたために解約をされています。5件は新たな借人が決まっていて、もう1件は貸人の方が自作することで落ち着きました。</p>
	<p>他にございますか。よろしいでしょうか。</p> <p>（はいという声あり。）</p> <p>それではこのように取り扱います。これで解約報告については以上で終わります。</p> <p>次に移っていきます。議案第41号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>総会議案・説明資料の3頁をご覧ください。番号1について説明いたします。位置図の1頁と本日の資料1頁を併せてご覧ください。本日の資料には配置図が描かれています。土地の所在は大字●●字●●●番地●及び●●番地●の2筆でございます。登記地目・現況地目2筆共に畠となっています。登記面積は72平米と377平米です。隣接地の山林19平米も同時利用されますので、面積が合計で468平米になります。譲受人は●●市の大字●●●さん、51歳の方です。譲渡人は●●区の大字●●●さん、89歳の方です。転用の目的は賃貸住宅となっています。施設の概要は居宅1棟で119.24平米、2台分の駐車場70平米、家庭菜園60平米、庭園60平米、通路ほかが158.76平米になっています。農地区分は2種農地です。周囲の状況ですが、東は道路と畠、西は宅地（実際は宅地への進入路）、南は道路、北は宅地と畠になっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議はありで条件はなしとなっています。ここは公共下水道区域から外れているため、浄化槽が設置されます。その排水管を埋設するために下水道敷地等占用許可申請を環境下水道課に提出されています。説明は以上です。</p>
議長	<p>永年ミカン園だったところですが、近年住宅化が進んでいまして、農地が残っているのも僅かです。</p>

	ここで担当委員の現地調査報告をお願いするところですが、所用で欠席です。代わりに●●推進委員がお見えですとのお願いします。
担当推進委員	ここは譲渡人の奥様が一人で作られていました。軽トラックに収穫したミカンのコンテナを積むのが難しくなられたということでした。今回ここが売れたという報告が譲渡人の方からありましたので、良かったですねとお答えしたところです。
議長	妥当だということで、よろしいでしょうか。
担当推進委員	はい。
議長	このミカン園は奇麗に管理されていましたけれども、高齢化で作業が厳しいということで第5条申請となっています。年齢もご主人が89歳ですので、大変であるということは理解しています。皆さんから質問・意見はありませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) それでは採決します。1番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ということで進めさせていただきます。 続いて2番について事務局の説明をお願いします。
事務局	番号2について説明します。説明資料は同じく3頁、位置図と本日の資料は共に2頁をご覧ください。土地の所在は大字●●字●●●番地●、●●番地●、●●番地●の3筆でございます。登記地目は3筆共に畠で、現況地目は3筆共に樹園地になっていますが、当委員会の調査では荒廃農地になっています。登記面積はそれぞれ956平米、447平米、1,117平米で、合計が2,520平米になります。譲受人は●●区の●●●さん、66歳の方です。譲渡人は●●区の●●●さん、92歳の方です。転用の目的は建売分譲住宅です。その概要は5区画の建売分譲が1,779.20平米と緑地329.64平米、通路ほかが429.83平米になっております。農地区分は2種農地です。周囲の状況ですが、東は宅地と公園、西は山林、南は山林と公園、北は宅地と山林になっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで条件はなしとなっています。里道付替工事施工承認申請と開発行為許可申請が都市建設課に提出しております。開発行為の申請は3,000平米以上が対象ですが、同一業者が3年内に隣接して開発する所も対象となるため、今回の申請地北側に開発地があるため3,000平米を超えています。番号2の説明は以上です。
議長	始末書の読み上げをお願いします。
事務局	(始末書の読み上げ。)
議長	それでは担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	場所は●●公園から●●方面へ向かう途中の市道沿いに●●がありますが、その南側に最近開発された宅地がございまして、その南に隣接して申請地がございます。最近開発された宅地は西側が●●事務所の建物であり、東側は同じ不動産屋が建売分譲として売られたものです。申請地には建売分譲住宅が更に5棟建つ予定です。転用目的・周囲の状況並びに転用に必要な申請手続きにつきましては事務局の説明のとおりです。住宅の家庭排水は合併浄化槽で処理するとなっています。区域内の雨水は開発道路に側溝が設けられますので、そちらを通って既設の水路に流されます。開発区域が北側に向かってなだらかな勾配となっています。先程、始末書を読み上げてもらいましたが、現地の方は既に造成が始まっています。このことについて地元の区長さんと生産組合長さんに状況をお尋ねしましたところ、地元として、特段問題はないと確認が取れています。報告は以上です。
議長	担当推進委員の●●さんから何かございますか。
担当推進委員	いいえ。私から補足することはありません。
議長	この周りには農地がまだ残っていますか。

事務局	市道の北側には農地がありますが、南側には残っていません。
議長	皆さんからの質問・意見はございませんか。
2番委員	●●事務所の敷地の南側に建つ建売分譲住宅は敷地が高くなっていますが、話をして承諾を取られているのでしょうか。
事務局	それは大丈夫だと思います。それに●●事務所の配置は今回申請地からは法面、広い駐車場があって、建物という配置になっています。建物が陰になることはないと思われます。
2番委員	既設の建売分譲住宅3区画の西側に5区画新たに建つ建売分譲住宅と道路の配置が良く分かりません。
事務局	(ホワイトボードに既設と今回申請の建売分譲宅地と開発道路を書いて説明。)
議長	よろしいでしょうか。前に開発された建売分譲宅地と併せて3,000平米を超えるので開発行為の許可申請もされます。よろしいでしょうか。 (はいと声あり。) それでは採決します。2番に賛成される方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により処理致します。 次に進みますが、3番と4番は共に同じ地区での太陽光発電の案件ですのでまとめて審議したいと思います。事務局の説明をおねがいします。
事務局	総会議案・説明資料と位置図それぞれ1枚捲ってください。ここからは所有権移転ではなく賃貸借の契約がされています。3番について説明します。土地の所在は大字●●字●●●番地と●●番地の2筆でございます。登記地目・現況地目2筆共に畠となっています。登記面積は1,143平米と467平米で、合計1,610平米になります。借受人は●●市の大字●●●さん、28歳の方です。貸出人は●●区の●●●●さん、64歳の方です。転用の目的は太陽光発電装置です。その概要は太陽光発電パネル152枚で415.08平米と通路ほかが1,194.92平米になっています。農地区分は2種農地で、周囲の状況ですが、東は河川(●●川)、西は畠、南は道路を挟んで雑種地(既設の太陽光発電)、北は畠(荒廃農地)となっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議有りで、条件も有りとなっています。その条件は草刈りのことと河川の手前に土嚢を積んで河川に異物が落ちないようにすることなどです。ここは賃貸借権が設定されていまして、その期間は20年です。番号3の説明は以上です。 番号4について説明します。総会議案説明資料と位置図はそのままの頁をご覧ください。ここも農地の所有権移転ではなく賃貸借権が設定されています。その期間は20年です。土地の所在は大字●●字●●●番地でございます。登記地目・現況地共に畠となっています。登記面積は1,218平米です。借受人は●●市の大字●●●番地の株式会社の代表取締役●●●●さんです。貸出人は●●区の●●●●さん、75歳の方です。転用の目的は太陽光発電装置です。その概要は太陽光発電装置パネル164枚で、447.85平米と通路ほかが770.15平米になっています。農地区分は同じく2種農地です。周囲の状況ですが、東は畠、西は道路、南は畠(一部荒廃農地)、北は畠となっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで、条件が付けられています。その条件は3番と同じで草刈りのことと河川の手前に土嚢を積んで河川に異物が落ちないようにすることなどです。番号4の説明は以上です。本日の資料3頁から6頁に配置図・断面図の記載があります。
議長	3番・4番共に地元からの要望が出ていましたので、これが解決されなければ、総会では審議をしないとしていました。このことを含めて担当推進委員の●●さんに説明をお願いします。
担当推進委員	この2件は●●川に向かっての斜面に申請地があることから、地元としては太陽光発電パネルが設置されると、大雨時に雨水が一気に流入するのではないかという懸念があり、しかもイノシシが荒らした土砂等が河川に入らないようにしてくれないと同意をしないとしていま

	したが、太陽光発電装置の設置会社から採石を入れた土嚢を置いて、その前に溜柵を作るという対策が提案され、地元の●●区と●●区も納得し同意をしました。話し合いには地元の建設会社もアドバイザーとして入ってもらいました。
議長	以前から問題にしていました地元協議も終えたという説明でした。事務局に尋ねますが、契約書の写しは提出されていますか。農業会議の常設審議委員会において太陽光発電で問題となることがあります。それは契約終了後の撤去は誰がするのかという責任問題の確約が取れているかということです。今回の場合はどうなっていますか。賃借ですので、特に注意が必要です。
事務局	契約が終わった際の引き渡しに関する記載があります。本契約が終了して6ヶ月以内に原状に戻して明け渡すとなっています。また、明渡期限経過後に残置された太陽光発電装置に関する物については、緊急でやむを得ない事情があるときは、その時点で放棄したものと見做し、土地の所有者が処分でき、その費用を業者に請求できるとなっています。
議長	契約書にはそのような条文が入っているのですね。今度は●●推進委員に尋ねますが、草払いの維持管理は土地の借受人がされるということで良いのですね。4番は会社が借受人となっていますが、3番はその会社に関係のある個人ですので、どうされるのか聞いておられるのかの確認です。
担当推進委員	他にもこの会社関係の太陽光発電装置がこの周辺に多数出来ていますので、会社でまとめてされるようです。ただ、回数とか時期は分かりません。
議長	この周辺には既に許可が出ている案件がありますので、今回の申請に対して駄目ですとは言えないと思います。他に質問や意見はありませんか。
2番委員	4番の申請は鹿島市の公園敷地とは道路一本隔てた所になるのではないかと思いますが、この後公園の拡大があった場合に問題にはなりませんでしょうか。
議長	申請地は道路よりも1段下がっていますので、もし道路を広げるのであれば、反対の方を広げるのではないかでしょうか。 また、今回は賃貸借ですから、何か鹿島市にとって大事がある場合は変更も可能ではないかと思います。
事務局	公園を拡張する計画はありません。ここは鹿島市が所有していますが、ケヤキやクヌギ等の広葉樹を植樹して子供が昆虫などと親しむゾーンとして位置付けをされています。これを広げることはないかと思います。
議長	他に何かございませんか。無いようですので1件ずつ採決します。3番に賛成の方の挙手を求めます。
	(挙手多数。反対1名)
議長	4番に賛成の方の挙手を求めます。
	(挙手多数。反対1名)
議長	賛成多数により3番と4番は許可相当として県へ送付したいと思います。 それでは次に移っていきます。議案第42号「農地法第5条転用許可後の事業計画変更承認申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料の5頁をお願いします。番号1について説明いたします。位置図は4頁をご覧ください。この案件は昨年7月の総会で審議をお願いし、県から転用許可が下りていて、現在造成中です。その後に宅地の分譲区画数が10から9に変更になったために、事業計画の変更を申請されます。土地の所在は大字●●字●●●●番地●外5筆でございます。登記地目・現況地目共に823-1は畠で残りの5筆は田となっています。登記面積は6筆合せて2,675平米です。農地区分は3種農地です。申請人は●●町の株式会社●●の代表取締役●●●●さんです。周囲の状況ですが東は田と公衆用道路、西と南は道路、北は道路と水路になっています。公共下水道の区域となっています。転用の審議の際にこちらは2種農地と説明していました。その後、県からここは用途指定が入ってはいないが、周囲が全て転用済のため3種農地

	として扱って良いという指摘があります。訂正致します。本日の資料には区画数が10から9に変わって、1区画の面積が少し大きくなった配置図を付けていますのでご参考ください。説明は以上です。
議長	分譲地ですので、売るための手立てがあると考えていただきたいと思います。何か質問や意見はございませんか。よろしいでしょうか。無いようですので採決します。事業計画変更に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により処理させていただきます。 それでは議案第43号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転等許可申請承認について」を議題とします。1番の説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料の6頁をご覧ください。1番について説明いたします。位置図につきましては5頁をご覧ください。土地の所在は大字●●字●●●番地●でございます。登記地目・現況地目共に田となっています。登記面積は1,164平米です。譲受人は●●区の●●●●さん、72歳の方です。大字●●担当の最適化推進委員さんです。譲渡人は●●区の●●●●さん、75歳の方です。譲受及び譲渡理由は贈与です。譲渡人の方は最近相続でこの田んぼを所有されています。農地法第3条の現地確認調書につきましては、会長と大字常広担当の●●農地利用最適化推進委員で行ってもらいまして、問題なしとして、両担当員より署名がされているところでございます。1番の説明は以上です。
議長	私の担当地区のことですが、理由までは確認をしていませんでした。譲受人の方が農地利用最適化推進委員の方でしたので、当然それなりの価格での売買されているものだと思い込んでいました。お二方の関係は親戚という訳ではありませんので、贈与という訳にもいかないと思っています。譲渡人の方が耕作することはあり得ませんので、売ることが一番良いとは思います。ここは保留にさせていただけないでしょうか。来月の総会までには整理して報告させていただきますので、よろしくお願い致します。
事務局	先程の報告のとおりお二人は親戚ではないと聞いています。長年に渡って譲受人の方が届出なしで、何十年も耕作をされてこられたと聞いています。
議長	すみませんが、この件は保留とさせていただいてよろしいでしょうか。 (はいという声あり。) ありがとうございます。皆さんも私のような事が無いよう、申請内容の確認をお願い致します。それでは、この件は保留と致します。 次に進みます。事務局から2番の説明をお願いします。
事務局	2番について説明致します。位置図につきましては6頁と7頁をご覧ください。土地の所在は●●字●●●●番●と●●字●●●●番と●●番地の3筆でございます。登記地目・現況地目共に●●が田で、●●が畑になっています。登記面積はそれぞれ491平米、654平米、212平米です。譲受人は●●区の●●●●さん、68歳の方です。譲渡人は●●区の●●●●さん、49歳の方です。譲受及び譲渡理由は経営規模の拡大と相手方の要望となっています。農地法第3条の現地確認調書につきましては、●●農業委員と●●農地利用最適化推進委員で行ってもらいまして、問題なしとして、両担当員より署名がされているところでございます。2番の説明は以上です。
議長	ここで担当委員の現地確認報告をお願い致します。
担当委員	田は●●の店舗の前で圃場整備がされている所ではありません。水管理が悪いという所で、この周辺は野菜とか花を作つておられて畑のように見えます。非常に管理がし難いというところで以前から誰か買ってもらえないかと言われていました。もう一方の畑についてはJAの●●から●●区の方に登つて行った所にあります。この周辺を耕作されている譲受人の方が買いたいということで話がまとまったようです。以上です。
議長	譲渡人の方は不要な農地を処分したいという考え方なのでしょうか。

担当委員	譲渡人の方は漬物用に生産・加工をされています。農地のほとんどが圃場整備された所に持っておられて、このような狭い農地には所有している農機具が合わないので処分したいということでした。
議長	譲渡人の方と譲受人の方は親戚でしょうか。何故、作り難かったり、不便な場所にある農地を買われるのでしょうか。
担当委員	畑の2筆については、近くを耕作されていますから規模拡大ということで理解できますが、田んぼについては分かりません。
8番委員	田んぼについては、小耳に挟んだことがあります。次男の息子さんが現在近くのアパートにおられるので、ここに家を建てないと親から言われたそうです。ただ、息子さんにはそんな気はないと返されたそうです。
担当委員	そんなことは私には言われなかったです。
議長	それならば5条申請して取得すべきでしょう。ここは用途指定区域ですので、転用は容易なはずですから。
3番委員	この申請地は一番低い所ですので、大雨時には水が寄って来て、耕作には適さない所です。譲渡人も以前は畑として耕作されてましたが、最近は水のこともあって作られてませんでした。
議長	交通整理が必要ではないでしょうか。譲受人の方は特農家ですから、規模拡大で買われる農地ではないと思われます。
5番委員	私が思うに畑を3条申請で所有権移転しようとして、田んぼが譲渡人の希望で付いてきたのではないでしょうか。
議長	田んぼについては耕作が目的なのか不明な点がありますので、事務局の方で再度確認をしてもらいます。それまで保留します。採決もその後にさせていただきます。 それでは3番に進みます。事務局の説明を求めます。
事務局	3番について説明致します。位置図につきましては8頁をご覧ください。土地の所在は大字●●字●●●番地でございます。登記地目・現況地目共に畑です。登記面積は584平米となっています。譲受人は●●区の●●●さん、60歳の方です。譲渡人は●●市の●●●さん、65歳の方です。譲受及び譲渡理由は小作地の売買です。農地法第3条の現地確認調書につきましては、●●農業委員と●●農地利用最適化推進委員で行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名・押印があつているところでございます。説明は以上です。
議長	担当委員から補足説明はありませんか。
担当委員	現地を確認に行ってきました。●●町と●●の境の峠にあります。ここで譲受人はハウスで花を栽培されています。5~6年前から借りておられましたが、譲渡人から買ってもらえないかということを言われて、買うことにしたということでした。よろしくお願ひします。
議長	皆さんから質問や意見はございませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) それでは採決します。3番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員賛成により許可することに致します。 それでは次に移ります。議案第44号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題と致します。この案件については一括して審議致します。事務局の説明をお願いします。

	議案第44号について説明いたします。総会議案・説明資料は7頁から15頁までとなります。この案件につきましては1議案で45件あります。13頁の40番から15頁の45番までは農地中間管理機構との貸借となる案件です。13頁の39番はあっせんで今総会後に所有権が公社から買い手の方に移ります。その時期は2月11日の予定です。
事務局	利用権設定されている案件が1番から38番までの38件です。利用権設定の38件のうち、新規が15件。再設定（更新）が23件となっています。そのうち、使用貸借権の設定は2件で、共に更新です。賃貸借権の設定は36件です。賃貸借権36件のうち、現金扱いが16件で、物納扱いが20件です。契約期間については、10年が4件、5年が30件、3年が2件、1年8ヶ月が2件となっています。
	農地中間管理機構との貸借は6件で、6件共に賃貸借権がしてあり、金銭と物納扱いが各3件となっています。契約期間は8年7ヶ月と5年が各3件となっています。
	議案第44号の説明は以上です。
議長	使用貸借は2件となっています。共に更新ですが、担当委員の方は場所の確認はされていますでしょうか。
4番委員	はい。確認しています。前回と同じで今回も5年作ってもらうことになりました。
5番委員	5番の場所は私の住まいの隣の集落ですので分かっています。 26番が今回新規で上がってきています。5番と同じ作り手の方です。当初は使用貸借を望まれていましたが、担当の●●最適化推進委員が巧く交渉されて賃貸借にしてもらっています。
議長	それでは皆さんから質問や意見はございませんでしょうか。
5番委員	42番から44番は●●●●が作られるようですが、賃料が反当●●円と●●円の2通りに分かれているのは何故でしょうか。
議長	私の担当地区のことです。北鹿島地区はほとんどが圃場整備された田んぼですが、中には形状が悪かったり、家に隣接して面積が狭かったり耕作がし難くなったり、裏作ができない圃場もあります。そのような所は賃料が反当●●円となっているようです。 他に質問・意見は無いでしょうか。無いようですので採決します。議案第44号に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により議案第44号は決定することに致します。 議案第45号に移ります。「空き家に付随した特例農地の指定について」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料の16頁をご覧ください。1番について説明致します。位置図につきましては9頁を併せてご覧ください。土地の所在は大字●●字●●●番●でございます。登記地目・現況地目共に畠となっています。登記面積は474平米です。申請人は●●市の大字●●●さんです。農地区分は2種農地で、周囲の状況ですが、東は畠（荒廃地）と墓地、西は畠（荒廃地）、南は宅地（空き家バンクに登録された空き家になります。）、北は保安林と墓地になっています。担当委員による審査確認書では農地と空き家の距離は適当。隣接した農地ですが、坂を登って通作することになります。また、農地の遊休区分は遊休農地となっています。維持管理は行われているようです。説明は以上です。
議長	昨日の現地調査で確認をしましたが、農機具が坂道を登って行くのが難しいと感じましたが、空き家に入られる方に耕作してもらえるのが最善と思われますので、提案しています。 担当委員の現地調査報告をお願い致します。
担当委員	農地は空き家と隣接していますので平面的な距離はよろしいのですが、何分坂道を登ることになりますので農機具を毎回運び入れることは無理と思われます。
議長	皆さんから質問・意見はございませんか。

9番委員	道が西の方へ続いているようでしたが、県道に繋がっているのでしょうか。
事務局	現地では申請地の背後に道があるようにみえましたが、字図では道はありませんでした。
議長	只今の質問は道が県道に繋がっていれば、坂道を上がらなくてもこちらから行きやすいということでの質問でした。ただ、ここは農機具を1度入れてしまつて、ここだけで使うのであれば良いのかもしれません。 他にありませんか。無いようですので採決します。1番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員賛成により1番は特例農地として認めることに致します。 続いて2番の説明を求めます。
事務局	2番について説明します。位置図10頁をご覧ください。土地の所在は大字●●字●●●●番地でございます。登記地目・現況地目共に畠となっています。登記面積は158平米です。申請人は●●市の大字●●●●さんです。農地区分は1種農地で、周囲の状況ですが、東は道路(市道)、西は田、南は水路を挟んで田、北は宅地(空き家バンクに登録された空き家になります。)となっています。担当委員による審査確認書では農地と空き家の距離は適当。隣接した農地になります。また、農地の遊休区分は遊休農地となっています。草払いはされて維持管理は行われていました。説明は以上です。
議長	担当委員は私ですので現地調査報告をします。 ●●学校のすぐ南側になります。申請地の東側にある田んぼも同じ方の所有ですが、田んぼは面積が結構ありますから、今回の申請は畠だけにしてもらっています。田んぼは別の方法で所有権の移転を考えています。所有者の方は他所におられますので、売りたいという気持ちは分かります。また、学校の近くですから、家は売れる可能性は高いと思っていますが、古かったのでリフォームにかなり費用がかかるのではないかと思っています。 皆さんから質問・意見はございませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) 無いようですので採決します。2番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員賛成により2番は特例農地として認めることに致します。 次、事務局から3番の説明をお願いします。
事務局	3番について説明致します。位置図11頁をご覧ください。土地の所在は大字●●字●●●●番●でございます。登記地目・現況地目共に畠となっています。登記面積は118平米です。申請人は●●県●●町の大字●●●●さんです。農地区分は2種農地で、周囲の状況ですが、東は宅地(空き家バンクに登録された空き家です)、西は宅地、南と北は田になっています。担当委員による審査確認書によりますと農地と空き家の距離は適当。隣接しており、他に入る道はありません。また、農地の遊休区分は遊休農地となっています。維持管理は行われているようです。説明は以上です。
議長	●●区の案件となっています。所有者の方は私もよく知っている方です。●●の●●●●工場に勤務されています。向こうに家を持ったということで空き家になっています。空き家のすぐ西側に農地があって、ここを空き家に付随する農地としたいという申請です。 担当委員から何か補足はありますか。
担当委員	言うべきことは会長と事務局からありました。農地へ行くにはこの空き家を通つてしか行けません。よろしくご審議ください。
議長	何か質問等はございませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) 質問も無いようですので採決します。3番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により特例農地として認めることにします。

	次に議案第46号「土地改良法第3条の規定による事業参加資格交替の申請承認について」を提案します。事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>総会議案・説明資料の17頁をご覧ください。議案第46号について説明致します。ご覧の通り鹿島市土地改良区理事長から農業委員会会長宛てに土地改良区組合員の資格交替承認について依頼されましたので、土地改良法第3条第2項に基づき農業委員会の承認を求めるものでございます。なお、参考資料として、その根拠となる土地改良法の関係部分を抜粋して添付しています。</p> <p>土地改良事業参加資格交代申出とは、本来耕作者が有している土地改良事業への参加資格を農業委員会の承認を得て、所有者へ交替するものでございます。農業委員会はこの交替申出について、土地改良事業の参加資格を所有者に交代させることができると土地改良法の目的に照らして妥当と認められる場合に承認することができるとされています。鹿島市土地改良区は理事長及び役員の改選を控え、新資格者が候補者となっておられますですが、現在はこの方が所有している農地は息子さんが耕作をされているため、土地改良事業参加資格は息子さんが持っております。説明は以上です。</p>
議長	<p>この件は今度の鹿島市土地改良区の役員改選のための手続きのためですが、役員になるには農地を耕作していないといけませんが、農業委員会が認めれば所有者でもなれるということのようです。事務的な手続きとご理解ください。</p> <p>何か質問や意見はございませんか。よろしいでしょうか。</p> <p>(はいという声あり。)</p> <p>それでは採決します。議案第46号に賛成の方の挙手を求めます。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p> <p>賛成全員により議案第46号は可決致します。</p> <p>次に移ります。議案第47号「農業委員の辞任について」を議題とします。事務局からまず説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第46号の説明を致します。総会議案・説明資料の18頁をご覧ください。辞任願者は11番委員の山口和子氏です。辞任理由は、一身上の都合ということでございます。令和5年3月31日をもって辞任したいという意向です。委員の辞任に関しては農業委員会等に関する法律第13条の規定により、市町村長及び農業委員会の同意を得て辞任することができるとなっています。なお、農業委員会等に関する法律の抜粋を総会議案・説明資料18頁の下に載せておりますので、ご参照ください。現在、ホームページや市報等で委員の募集をしていますが、その後の手続きも引き続き進めたいと思います。説明は以上です。</p>
議長	<p>先般から大町委員を通じて事情聴取をしながら、山口委員の状況を伝えていました。再度、局長と私の二人で自宅を訪問し確認をさせてもらいました。辞任届を受理せざるを得ない状況でございますので、基本的には体調を戻すためとおっしゃっていますので受理したいと思っています。ご理解をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>(はいという声あり。)</p> <p>それでは採決を取らせていただきます。議案第47号に賛成される方の挙手を求めます。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p> <p>賛成全員によりまして承認されました。</p> <p>なお、先程局長が申しました通り、手続き上のこともありますので、辞任の日は3月31日になります。後任については、まだ推薦等が上がっていませんので、JAの女性部に働きかけをしておりますので、何とか候補者を出してもらえると思っています。</p> <p>報告第24号「農地等形状変更届出について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>報告第24号の1番について説明いたします。総会議案資料の19頁をご覧ください。位置図は12頁も併せてご覧ください。土地の所在は大字●●字●●●番●でございます。北側にある農地も昨年田から畑に形状変更届が申請され承認されていま</p>

	す。地目は田で、面積は2,584平米になっています。届出人は所有者の●●●さん、●●区の方です。形状変更事由及び変更後の利用目的ですが、申請地は水利が年々悪くなっているため、水田として耕作がし難くなつたために畑に転換してナス・インゲン・里芋・ネギを作りたいとのことです。盛土はせずにそのまま利用するとなっています。以前から転作に協力されてこられた田のことでした。周囲の状況ですが、東は畑と原野。西は水路と田。南は道路を挟んで田。北は原野となっています。申請地は農振農用地となっていて、地元協議はしてあり条件はなしとなっています。説明は以上です。
議長	この前、隣接地でも同様の申請があり、耕作されなくなるよりもということで許可を出していました。 地元から担当の最適化推進委員の●●さんがお見えです。何か補足はないでしょうか。
担当推進委員	申請人の方は数年前に後継者を亡くされています。また、以前は牛を飼っていましたが、止められています。牛舎や農地も他人に譲ることを決められておられます。申請地は圃場整備がされていません。申請地の西側に道が南北に走っていますが、この道の西側が圃場整備されているところです。申請地ではこの10年以上、野菜とかを作つて利用されていましたので、地目を実情に合わせて畑にしたいということですので、よろしくお願ひ致します。 なお、議案書の2頁を見てください。報告第23号の7番に申請人の名前があります。先程言いました農地が上がっています。この農地については貸し借りを解約して、借りていた方にあっせんで売る意向です。こちらもよろしくお願ひ致します。
議長	先に最適化推進委員さんに事情を聴きましたが、●●農業委員からは何かございませんか。
担当委員	地元の推進委員さんが補足されましたので、十分だと思います。
議長	質問等がありましたらお願ひ致します。よろしいでしょうか。質問・意見も無いようですので採決します。報告第24号に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により許可することと致します。 以上をもちまして本日の報告・議案についての審議を終わります。
	(午後3時25分終了)

この会議録は、委員会書記をもつて記録せしめたもので、その内容は正当なものと認め、ここに署名委員とともに署名する。

令和5年 2月 2日

鹿島市農業委員会

会長

印

9番委員

印

10番委員

印

事務局長

印